

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について</p>	<p>(省略)</p> <p>10. 当社は、お客様の注文が約定した場合、当社において発生する為替変動リスクを解消するため、カバー取引を行っております。ただし、<u>お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ通貨ペアで売り買いが反対）する約定がある場合、その対当した数量については為替変動リスクが相殺されることからカバー取引は行いません。対当しなかった数量のみ、カバー取引先に対してカバー注文を実行します。</u></p>	<p>(省略)</p> <p><u>(記載なし)</u></p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>2. 口座開設について</p>	<p>(省略)</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。 ●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。 ●<u>ご自身で取引による損失限度額を設定して、当該限度額内で取引されているかを確認する等の管理体制が整備されていること。</u> <p>(省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、ならびに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。 <p>当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p><取引担当者基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引担当者は1口座につき1名。 ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。 ・日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。 ・口座名義人である法人に籍があること。 ・<u>店頭外国為替証拠金取引またはその他の金融商品の取引経験年数が1年以上あること。</u> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。 ●商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。 ●<u>(記載なし)</u> <p>(省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取引および取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任すること、ならびに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。 <p>当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p><取引担当者基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引担当者は1口座につき1名。 ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。 ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任および権限があること。 ・日本国内に居住する20歳上の行為能力を有する個人であること。 ・口座名義人である法人に籍があること。 ●<u>(記載なし)</u> <p>(省略)</p>

<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>10. 取引レート</p>	<p>(省略)</p> <p>お客さまとの取引価格については当社がカバー取引先から提示される参照価格を基に独自で決定している価格です。また、ビッド価格 (Bid) とオファー価格 (Ask) の両方の価格を同時に掲示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。</p> <p>ビッド価格とオファー価格の間には価格差 (スプレッド) があり、この価格差 (スプレッド) 分だけオファー価格はビッド価格よりも高くなっています。スプレッドは相場動向の急変や市場の流動性の減少等により変動する場合があります。</p> <p><u>【相場動向の急変や市場の流動性の減少等による取引レートの配信停止・再開について】</u></p> <p><u>相場動向の急変や相場の流動性の減少、カバー取引先の状況変更等によって、当社がカバー取引先からお客さまとの取引レートを決定するために必要な参照価格の提示を受けられない場合、または、当社の基準に従いカバー取引先から提示された参照価格が市場実勢を反映していない異常な価格である、もしくはそのおそれがあると認めた場合等、取引レートの配信を停止するのに合理的な理由があると当社が判断した場合には、お客さまへの取引レートの配信を停止します。当社がお客さまへの取引レートの配信を停止している間、注文が約定しない場合があります。</u></p> <p><u>ただし、当社がお客さまへの取引レートの配信を停止している間の相場動向等によっては、取引レートを提示するカバー取引先の数によらず、そのカバー取引先が提示する参照価格が市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合等には、お客さまへの取引レートの再開を行う場合があります。</u></p> <p><u>なお、相場動向等によっては、当社がお客さまへの取引レートの配信を再開した時点で、ロスカットの執行や逆指値注文が約定することとなります。その場合、取引レートの配信再開後の執行や約定となりますので (なお、必ずしもレート再開時の取引レートで執行や約定されるとは限りません。)、ロスカットラインやお客さまが逆指値注文で指定していた価格を大幅にかい離して約定することとなり、事前にお客さまからお預かりした証拠金の額を大きく上回る額の損失が発生する可能性があります。</u></p>	<p>(省略)</p> <p>お客さまとの取引価格については当社がカバー取引先から配信される取引価格を基に独自で決定している価格です。また、ビッド価格 (Bid) とオファー価格 (Ask) の両方の価格を同時に掲示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。</p> <p>ビッド価格とオファー価格の間には価格差 (スプレッド) があり、この価格差 (スプレッド) 分だけオファー価格はビッド価格よりも高くなっています。スプレッドは相場動向の急変および市場の流動性の減少等により変動する場合があります。</p> <p>(記載なし)</p>
--	--	--

<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>16. 注文の取消等</p>	<p><u>【注文の取消または撤回】</u> お客さまは、注文が約定されていない限り（執行中を除く）、約款第 16 条に基づいて注文を取消または撤回（以下「取消等」といいます。）することができます。この時指値等によるご注文内容、指定レート、取引数量を取消等される場合には、その内容を当社の定める方法により取消等してください。</p> <p>また、本取引説明書 12. 注文の種類、30. 追証ルールに従って、システムにより注文が取り消されることがあります。</p> <p><u>【約定の訂正または取消】</u> お客さまの注文の約定は、価格の決定方法（10. 取引レートで説明しています。）により生成した価格により行いますが、<u>当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信等により本来あるべき価格で約定せず、本来発生していなかったはずの利益または損失が発生する可能性があります。</u> <u>その場合、本来あるべき価格での約定に訂正または約定の取消をさせていただきます場合がござりますが、その際は、当社からお客さまに対し、速やかにご連絡いたします。</u></p>	<p><u>（記載なし）</u> お客さまは、注文が約定されていない限り（執行中を除く）、約款第 16 条に基づいて注文を取消または撤回（以下「取消等」といいます。）することができます。この時指値等によるご注文内容、指定レート、取引数量を取消等される場合には、その内容を当社の定める方法により取消等してください。</p> <p>また、本取引説明書 12. 注文の種類、30. 追証ルールに従って、システムにより注文が取り消されることがあります。</p> <p><u>（記載なし）</u></p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>22. 証拠金等の出金</p>	<p>（省略）</p> <p>登録されている出金口座情報に誤りがある状態で出金依頼を行うと、外貨 ex 口座からはいったん出金されますが、お客さまの出金口座には原則送金されません。この場合、金融機関より当社に照会が入り次第、外貨 ex 口座へ返金のお手続きをいたしますが、外貨出金手数料は返金いたしません。</p> <p>出金口座としてご利用いただく金融機関によっては、送金手続きに際し、別の金融機関を中継（以下「中継金融機関」といいます。）することがあり、この場合、原則出金口座へ着金させることができません。</p> <p>（省略）</p>	<p>（省略）</p> <p>登録されている出金口座情報に誤りがある状態で出金依頼を行うと、外貨 ex 口座からはいったん出金されますが、お客さまの出金口座には原則送金されません。この場合、金融機関より当社に照会が入り次第、外貨 ex 口座へ返金のお手続きをいたしますが、外貨出金手数料は返金いたしません。</p> <p>出金口座としてご利用いただく金融機関によっては、送金手続きに際し、別の金融機関を中継（以下、「中継金融機関」といいます。）することがあり、この場合、原則出金口座へ着金させることができません。</p> <p>（省略）</p>

<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>42. 税金について</p>	<p>個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。<u>以下同じ。</u>）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。</p>	<p>個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。<u>以下、同じ。</u>）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>48. 本取引説明書の変更および同意方法</p>	<p>(省略)</p> <p>YJFX!お客さまサービスセンター 電話 : 0120-724-277 24時間（土日を除く）[月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）] URL : https://www.yjfx.jp/call/ 受付は365日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします</p>	<p>(省略)</p> <p>YJFX!お客さまサービスセンター 電話 : 0120-724-277 24時間（土日を除く）[月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）] URL : http://www.yjfx.jp/call/ 受付は365日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします。</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p> <p>(8) その他</p>	<p>(省略)</p> <p>YJFX!お客さまサービスセンター 電話 : 0120-724-277 24時間（土日を除く）[月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）] URL : https://www.yjfx.jp/call/ 受付は365日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします。</p>	<p>(省略)</p> <p>YJFX!お客さまサービスセンター 電話 : 0120-724-277 24時間（土日を除く）[月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）] URL : http://www.yjfx.jp/call/ 受付は365日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします。</p>

<p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p>	<p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理行為（以下「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p>w) <u>顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること</u></p> <p>x) <u>顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広がるよう設定しておくことを含む。）</u></p> <p>y) <u>顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること</u></p>	<p>金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取り次ぎもしくは代理行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p> <p><u>(記載なし)</u></p>
<p>当社の概要について</p> <p>12 苦情相談窓口</p>	<p>YJFX!お客さまサービスセンター 電話 : 0120-724-277 24時間（土日を除く）[月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）] URL : https://www.yjfx.jp/call/ 受付は365日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします。</p>	<p>YJFX!お客さまサービスセンター 電話 : 0120-724-277 24時間（土日を除く）[月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）] URL : http://www.yjfx.jp/call/ 受付は365日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信いたします。</p>

下線部分が変更点